

令和7年度都区財政調整区側提案事項について

令和7年度都区財政調整に関する区側提案事項が、11月15日（金）の特別区長会総会で決定されました。この提案事項は、都側から出された提案事項とともに、12月2日（月）に開催された都区財政調整協議会に示され、同協議会幹事会に具体的検討を行うよう下命されました。

1. 検討の経過

特別区長会は、本年6月に来年度の都区財政調整に向けた基本方針を示しました。

内容は、特別区における児童相談所の設置に伴う配分割合の見直しについては、区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区のプロジェクトチームでの検討結果を踏まえたうえで、その関連経費の影響額について、財調の配分割合を変更していくことを求めていくこと、自主・自律的な区間調整の一環として現行算定の妥当性を検証し、各区の自主性が担保される算定に改めていくことを基本とするものです。

提案は、この基本方針に従い、各区の決算実績と算定額の比較分析を踏まえ、各ブロック及び決算分析ワーキンググループから出された経費算定の充実、算定方法の改善等の案を基に財政課長会で調整し、企画・財政担当部長会、副区長会を経て、特別区長会です承されたものです。

今回の取りまとめでは、都区間の財源配分見直しとして、児童相談所関連経費、標準区経費の見直しとして、73項目、個別検討項目への対応として、2項目を提案することとしています。

2. 区側提案事項の内容

今回の提案では、①特別区における児童相談所の設置は、都と特別区の役割分担の大幅な変更に該当することから、その関連経費の影響額について、必要な財源が担保されるよう配分割合を変更すること、また、将来の設置区数の増加による影響額に応じて順次配分割合を変更すること、②都区間の財源配分の課題と特別区相互間の課題とを明確に区分し、現行算定の見直しと配分割合の変更事由を混同しないよう協議を進めること、③投資的経費の見直しなど特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の需要を含め、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理すること、④特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて具体的な検討を進めることを求めています。

区側が具体的に算定内容の改善等を求めた主なものは、次のとおりです。

◎特別区の実態を踏まえた、標準区経費の見直し

- ・新規提案 40 項目（【小・中学校費】学校給食費保護者負担軽減事業費など）
- ・充実提案 19 項目（子ども医療費助成事業費など）
- ・改善提案 14 項目（投資的経費の見直しなど）

- ・算定の包括化1項目（再掲）（都区連携経費）

◎個別検討項目への対応

- ・特別交付金
- ・都市計画交付金

なお、都側からは、算定内容の廃止・縮減を中心に8項目の提案がありました。現在、都区財政調整協議会への報告に向け、同幹事会での検討が行われています。

3. 都区財政調整区側提案取りまとめ概要（イメージ）

